

地域の特色を活かした まちづくり事業補助金

～地域の特色を活かした景観づくりを補助します！～

補助対象

各地域で団体や個人が行う景観まちづくり活動（作業にかかる道具、花の苗、燃料代など）

《活動例》

- ・ 絵画で今の益田を後世に伝える活動
- ・ 遊休農地でレンコンを栽培し、集落の環境美化・新たな景観を創出する活動
- ・ 地域独自の「マップ」を制作し、地域の魅力を広く伝える活動

補助要件

個人や団体を問わず申請が可能です。

- ・ 市内で景観まちづくり活動を行う個人や団体
 - ・ 他の補助事業と重複していないこと
 - ・ 令和2年4月1日以降に着手し、令和3年3月31日までに完了する事業であること
- ※今年度、すでに事業が完了している場合でも対象となります。詳しくは問い合わせください。



補助金額

年間事業費×補助率 1/2（上限 10 万円）ただし、審査会による審査があります。

申請方法

- ・ 所定の様式に事業計画書、必要書類を添えて都市整備課に申請してください。
- ・ 様式は都市整備課にあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

申請期間 令和3年1月29日(金)まで

※事業についてご不明な点がありましたら、お気軽にご相談ください。

【問い合わせ先】 市都市整備課 ☎ 31-0352 ㊚ 31-1480 ㊜ toshi@city.masuda.lg.jp



風車のみえる景色

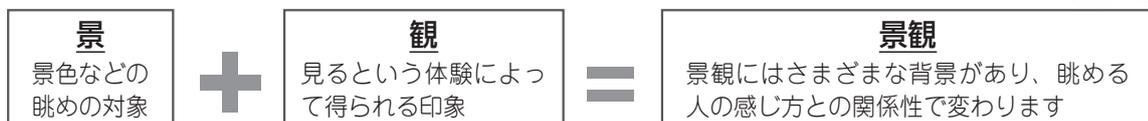
景観のつぶやき

第1号

～入門編～

“景観のつぶやき”では、市民の皆さんに「景観」について知ってもらい、身近な「景観」について関心を持ってもらうため、景観に関する情報をお伝えしていきます。

景観とは？



【問い合わせ先】 市都市整備課 ☎ 31-0352